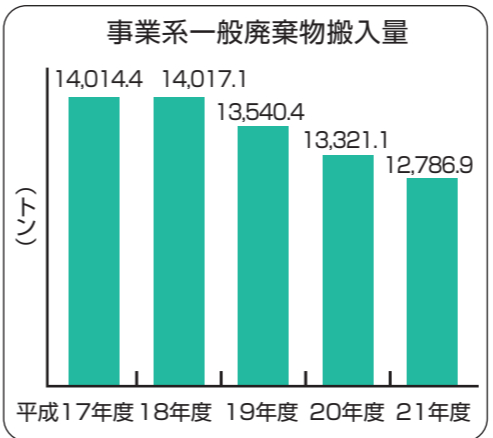


特集 事業系ごみ

事業系ごみの分別と減量にご協力を！

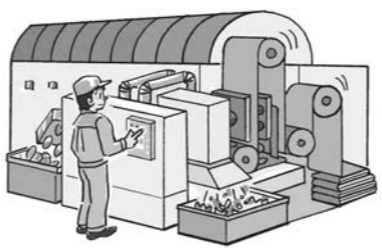
事業系一般廃棄物の現状は？

国崎クリーンセンターに搬入される川西市の事業系一般廃棄物の量は18年度までは横ばいとなっており、19年度以降、減少しており、21年度には約1万2787トン(前年度比4%減)となっております。
(20年度までは北部処理センターに搬入)



事業系ごみとは？

廃棄物のうち、事業活動に伴って、会社・事務所、工場、商店、飲食店、理美容院、病院、福祉施設、官公庁などから生じた廃棄物を事業系ごみ(事業系廃棄物)といいます。事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、産業廃棄物以外のごみを事業系一般廃棄物としています。
法律により、事業系ごみは事業者自らの責任で適正に処理するものと定められており、少量でも自己責任での処理が必要です。



事業系一般廃棄物の適正な処理方法

お店や会社などの事業所から出る事業系一般廃棄物は家庭ごみステーションには出せません。事業者自らの責任において適正に処理する必要があります。

ごみの減量方法いろいろ

事業者には、廃棄物の再生利用などを行うことにより、ごみの減量に努めることが求められています。
ごみの減量や資源化の推進は、環境の保全や資源の有効活用に貢献するばかりでなく、事業所のイメージアップや経費削減につながるなど、事業者にも様々なメリットがあります。



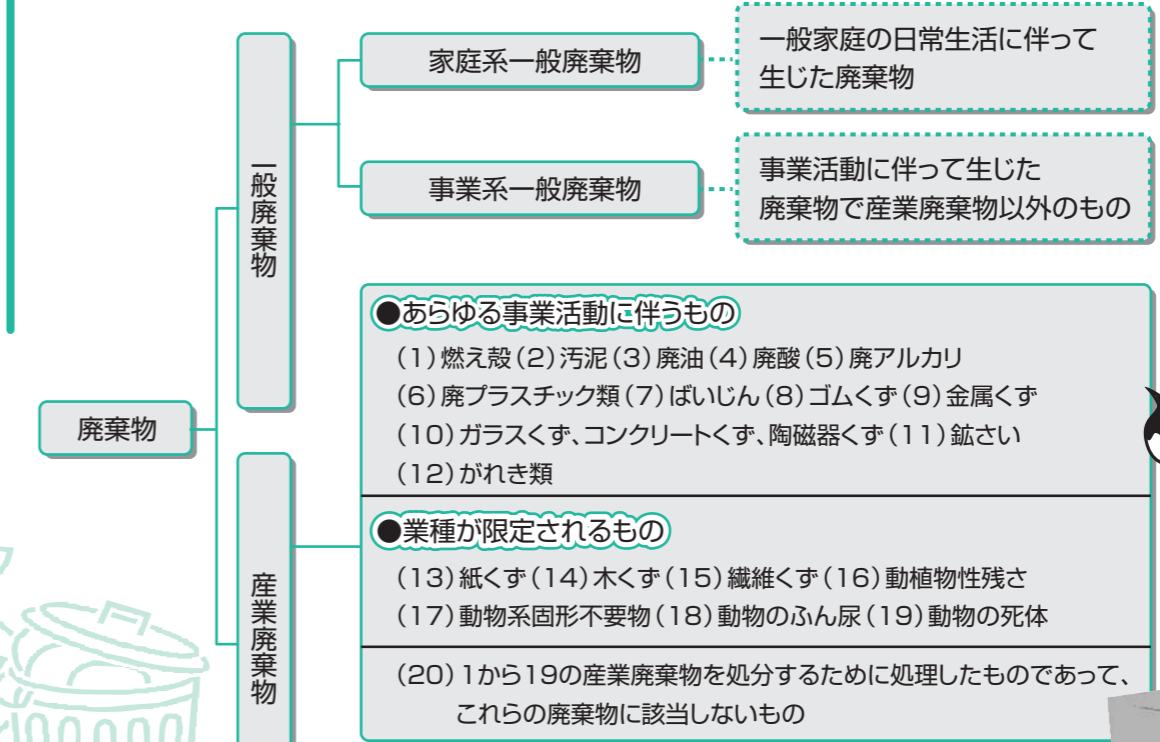
各事業所における取り組み例

<p>製造事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長期間使用できる製品やごみが出にくい製品の開発 ●不用となった場合にリサイクルしやすい製品、処理が容易な製品の開発 ●ごみが出にくい製造ラインの整備 	<p>飲食事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみが出ない工夫や減量、及び堆肥化などのリサイクル ●紙製おしぼりやわりばしなど使い捨て製品の使用を控える ●飲み物などは繰り返し使えるリターナブルビンを使用する
<p>販売事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋の削減、簡易包装の徹底 ●販売した製品の店頭回収及びリサイクル ●消費者への啓発 	<p>流通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●繰り返し使用できるケース「通い箱」の活用、簡易包装の徹底 ●リサイクルや長期間利用できる保護材や梱包材の使用
<p>事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●紙は両面使用の徹底、電子メールの活用など紙の使用を抑制する ●リサイクル製品など環境への負担が少ない製品やサービスを購入する 	

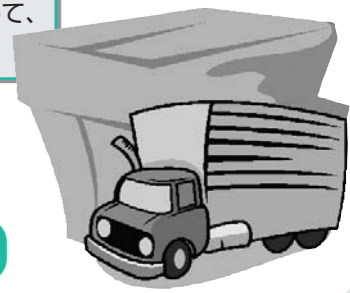
一人ひとりができる取り組み例

<p>ごみをつくらない</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分用の繰り返し使えるコップを使う ●書類は、共有ファイルを作成し、個々にコピーを持たない ●使い捨ての弁当ガラやボトルは使用しない ●ごみ箱を近くに置かない(安易にごみを捨てないように) 	<p>分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どうしてもごみがでる場合はきちんと分別する
---	--

廃棄物の区分



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条
(事業者の責務)
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



一般廃棄物に関することは、美化業務課へ ☎ 759-8011

産業廃棄物に関することは、阪神北県民局 環境課へ ☎ 0797-83-3146